

OTU OKAYAMA TEACHERS' UNION ニュース

OTUネット 岡山県教組のホームページ・アドレス <https://otu.or.jp/>

発行所

岡山県教職員組合
岡山市中区西川原255番地
〒703-8567
(電話) (086) 272-1278)

編集人 松尾 涼 児

発行人 吉田 康 文

印刷所 株式会社プランニングKOHWA

OTUサマースクール2024 開催



当日の様子はコチラから



支部役員が集まり組合の意義・役割を再確認

8月9日、ピュアリティまきびで開催したOTUサマースクール2024に、各支部・専門部の役員を中心に80人が参加しました。「県教組運動の継承と創造」をテーマに、憲法と組合活動の関係について学習したり、2024人事院勧告の情報を共有したりしました。また、分科会では県教組執行委員が問題提起をおこない、参加者は今後のとりくみについて議論を深めました。

第1分科会

「教職員組合の教育研究」



第2分科会

「地教委交渉にむけて」



第3分科会

「ジェンダー平等」



第4分科会

「若年層に組合へ加入してもらうには」



第74次県教研2次集会

詳細はOTUニュース
9月10日・20日合併号で
ご確認ください。

日時 10/26(土) 9:30~13:00
(受付 9:00) (終了予定)

会場 津山市立弥生小学校
(岡山県津山市大田121)

問い合わせ先：岡山県教職員組合 教文部 Tel.086-272-1278

人事院勧告 全ての職員の月例給、ボーナス引き上げ!! 詳細は2~3面

8月8日
人事院勧告

全ての職員の月例給、ボーナス引上げ!!

月例給 2%以上のベースアップは32年ぶり!!

8月8日、人事院は国会と内閣に対し、国家公務員の給与について、月例給を平均で2.76%(11,183円)、ボーナスを0.10月分引き上げるよう勧告をおこないました。民間における大幅な賃上げを反映して、官民較差の率2.76%は、1992年の2.87%以来、32年ぶりの水準となります。今後は、人事院の勧告内容を踏まえ、岡山県・岡山市の人事委員会勧告(10月初旬頃)にむけて、交渉・協議をすすめていくことになります。

初任給2万円超引上げ

月例給 平均2.76%増
(11,183円)

初任給(大卒程度23,800円)引上げ・若年層に重点をおき、全世代で引上げ

ボーナス 0.10月増

年間支給月数を4.50月から4.60月へ 期末手当・勤勉手当へ均等に配分

地域手当見直し

岡山市3%→4% 倉敷市は新たに4%支給へ

配偶者扶養手当廃止

配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る手当を引上げ

今年の春季賃金改定では、企業業績の改善等も背景として、昨年を上回る賃上げをもとめる労働組合の要求に対し、経営者側が満額回答をおこなった例も見られるなど、中小企業も含め多くの企業で賃上げがおこなわれています。勧告の基礎資料とするために人事院がおこなった民間給与実態調査で、今年4月の民間給与が公務員給与を2.76%(11,183円)上回っていること、ボーナスについても民間の支給割合(4.60月)が公務の支給月数(4.50月)を上回っていることがわかり、官民の格差を是正するため、月例給・ボーナスそろっての引上げが勧告されました。

月例給については、人材確保の観点等を踏まえ、行政職俸給表(一)の初任給(大卒程度)を23,800円引上げ、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表が引上げとなります。俸給表は4月に遡って改定されます。

また、本年5月に改正された民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充し、職員の希望や事情に対応した勤務を可能とするよう育児休業法の改正も報告に盛り込まれました。

国家公務員の育児休業法の改正(意見の申出)

民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充

- 1年につき10日相当、1日の上限時間数なく育児時間を取得できるパターンを選択可能に
- 非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大

<現行>

1日につき2時間の範囲内で勤務しないことが可能
2 h



<改正後>

①1日につき2時間の範囲内で勤務しないことが可能

2 h

②1年につき10日相当の範囲内で勤務しないことが可能

2 h以上(1日単位で取得することも可)

職員は、①②のいずれかを選択して取得可能

本年の給与勧告

■給与勧告のポイント

- ① 民間給与との較差(2.76%)を解消するため、一般職初任給を高卒：約12.8%(21,400円)、大卒：約12.1%(23,800円)引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ 寒冷地手当について、民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データにもとづき、支給地域を改定

給与改定の内容

＜月例給＞ 民間における初任給の動向等を踏まえ、初任給を高卒程度21,400円、大卒程度23,800円引上げ
若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定

○民間給与との較差 11,183円(2.76%)〔行政職(一)…現行給与 416,561円〕

定年前再任用短時間勤務職員(・暫定再任用職員)の基準俸給月額について、所要の引上げ改定

＜ボーナス＞ 民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.50月分→4.60月分

民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

○民間の支給割合 4.60月〔公務の平均支給月数 4.50月〕

		一般の職員		再任用職員	
		6月期	12月期	6月期	12月期
2024年度	期末手当	1.225月(支給済み)	1.275月(現行1.225月)	0.6875月(支給済み)	0.7125月(現行0.6875月)
	勤勉手当	1.025月(支給済み)	1.075月(現行1.025月)	0.4875月(支給済み)	0.5125月(現行0.4875月)
2025年度	期末手当	1.25月	1.25月	0.7月	0.7月
	以降 勤勉手当	1.05月	1.05月	0.5月	0.5月

※実施時期 月例給：2024年4月1日 ボーナス：法律の公布日

＜寒冷地手当＞ 寒冷地手当の支給月額等の改定

	地域の区分	世帯等の区分		
		世帯主である職員		その他の職員
		扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
【現行】	4級地(真庭郡)	17,800円	10,200円	7,360円
【改定後】	4級地(真庭郡)	19,800円	11,400円	8,200円

※実施時期 2024年4月

給与制度のアップデート

■地域手当 都道府県単位(中核的な市は個別指定)とし、級地を5段階に削減の上で最新民間賃金を反映

級	割合	支給地域の例	級	割合	支給地域の例	
					(都府県で指定)	(中核的な市で個別に指定)
1級地	20%	東京都特別区	1級地	20%		東京都特別区
2級地	16%	大阪市、横浜市等	2級地	16%	東京都	横浜市、大阪市等
3級地	15%	さいたま市、千葉市、名古屋市等	3級地	12%	神奈川県、大阪府	千葉市、名古屋市、さいたま市等
4級地	12%	神戸市等	4級地	8%	愛知県、京都府	仙台市、神戸市、広島市、福岡市、静岡市等
5級地	10%	京都市、広島市、福岡市等	5級地	4%	茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、広島県、福岡県	札幌市、岡山市、倉敷市、高松市等
6級地	6%	仙台市、静岡市、高松市等				
7級地	3%	札幌市、新潟市、岡山市等				

■通勤手当等 支給限度額を月15万円に引上げ、この範囲内で特急料金も全額支給 新幹線通勤等の要件緩和

■扶養手当 配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額 2年間で段階的に実施

■ボーナス 成績優秀者への勤勉手当の支給上限を引上げ(標準者の約3倍まで可能に)

■その他手当 管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯拡大

再任用職員の手当拡大(住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当等)

ふれあい共済は、岡山県教職員組合が、組合員のために作った総合福祉制度です

第36回「ふれあい共済」募集のお知らせ

加入推進期間は、9月24日(火)～10月31日(木)

遺族生活
共済
(死亡・高度障害の保障)

医療保障
共済
(入院の保障)

傷害・携行品
損害共済
(ケガと携行品の補償)

+

県教組独自の
付加給付
(入院見舞金他)

※下記参照

ふれあい共済への新規加入・コース変更は、年1回、
加入推進期間のみのお取扱いです。

岡山県教組の組合員の総合福祉制度である「ふれあい共済」は、「遺族生活共済」・「医療保障共済」・「傷害・携行品損害共済」の3本の共済を基本として、県教組独自の「4大付加給付」(下記参照)を加えた、おすすめの制度です。

組合未加入者の方も説明会に誘って、組合との同時加入をすすめてください! 組合と「ふれあい共済」に同時加入された方には、クオカード1万円分進呈の特典があります。

※組合加入から1年以内の方が、同時加入の特典を受けられます。

※特典を受けるには、加入コース等に条件があります。



ふれあい共済には「県教組独自の4大付加給付」があります!
～請求をお忘れではありませんか?～

4大付加給付	対象(被保険者のみ)	条件	ポイント
①入院見舞金 (日帰り・短期・長期)	本人・配偶者・子ども	遺族生活共済に加入	治療を目的として入院した場合に支給!(病気・ケガ不問) ※正常分娩・人間ドック検査入院は除く
②ロングサポート (入院給付日数の延長)	本人・配偶者・子ども	医療保障共済に加入	入院日数が125日以上の場合、180日を限度に支給!
③入院証明書代補助金	本人・配偶者・子ども	医療保障共済に加入	所定の入院証明書(診断書)の原本が必要な場合に支給! (入院証明書1枚につき、3,000円)
④弔慰金・高度障害見舞金 (※)	本人・現職者の配偶者	遺族生活共済に加入	本人 → 一律20万円 退職者本人 → 一律10万円 現職者の配偶者 → 一律10万円

※弔慰金・高度障害見舞金は2024年12月31日をもって廃止になります。

請求・お問い合わせは県教組ふれあい共済事務局まで TEL(086)901-1321 FAX(086)273-3337

ふれあい共済は、あなたにいちばん近い共済でありたいと思っています